

令和2年9月1日
教育環境課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和2年6月16日(火)午後1時30分頃(天気:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区代沢二丁目37番先路上
(池之上小学校第二校舎 南門正面道路)

(3) 相手方 乙 [REDACTED]
[REDACTED] ([REDACTED])

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)の教育環境課職員が事故当時、事務を行う場所としていた池之上小学校第二校舎の南門から公用車で区道へ出ようとしたところ、左側から直進してきた乙車両に気づいて停止したが間に合わず、甲車両の左側前方部と乙車両の右側前方部が接触した。

(5) 損傷の程度

甲	人身	なし
	物損	左側前方部ウィンカー、ライトに軽微な割れ及びバンパーの浮き
乙	人身	全治3か月程度
	物損	右側前方部バンパー、右側前後の扉の損傷及び右側前タイヤのパンク

(6) 過失の割合 甲9割 乙1割

2 乙への損害賠償額(対物) 441,000円

(乙への損害賠償額から、乙が負担する金額相当分を差し引いた額
417,018円を区が負担する。なお、自動車保険により補てんされる。)

3 専決処分日 令和2年8月18日